

2020年3月25日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金に関する特別措置の適用について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえ、経済産業省の要請により一時的にガス料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただき申し込みをお願いします。

1.適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、千葉県社会福祉協議会にて実施予定の生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さままで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

2.特別措置の内容

2020年2月※(但し、支払期日が3月25日以降となるもの)、3月、4月および5月検針分の各ガス料金の支払期日をそれぞれ30日間延長いたします。